



歴史的勝利ではなく「歴史を動かす勝利」

小林武先生に聞く～沖縄知事選の翁長氏当選の持つ意味とこれから～

11月16日に開票された沖縄県知事選挙は、前那覇市長の翁長雄志氏（64）が36万820票を獲得し、当選しました。

今回の知事選は、沖縄だけでなく、日本の未来を決する選挙でしたが、他の候補者の得票数を合計しても翁長氏の得票数には及ばない、文字通りの圧勝でした。

ちょうど1年前に前仲井真弘多知事が、政府に対して米軍普天間飛行場の名護市辺野古移設に向けた埋め立てを承認しました。これに対し沖縄県民の怒りは頂点に達していたのです。

今回の沖縄知事選の結果をどう見ればよいのか、そしてこれからの展望とは…。現在、3年前から沖縄に在住する憲法学者（元愛知大学教授）の小林武先生に電話でお話をうかがいました。

1 イデオロギーではなくアイデンティティ

翁長氏は、「オール沖縄」を言葉だけでなく、自ら先頭に立ってそれを実践してきました。このことに沖縄の人たちは共感しています。翁長氏は、政治家の家系で育ったということもあり、これまでのように保守、革新に分かれて争うのではなく、お互いに尊敬しあう関係を築きたいと思っていたのでしょう。翁長氏が言う「イデオロギーだけでなくアイデンティティ」という言葉は、これまで米軍基地があるというだけでなく、政治的にも経済的にも強いられてきた構造的差別に対し、沖縄の人たちが人間回復のたたかいのための結束すべき「要」を示す言葉でした。

たとえば、集団的自衛権行使の問題も日常的に基地の中で生活する沖縄の人々は、その実態を非常にリアルにとらえており、だからこそ、沖縄人のアイデンティティという言葉に強く共感したのだと思います。



2 沖縄知事選が持つ歴史的意味

今回の選挙は、平和の問題、民主主義の問題に対して、安倍政権に対して全面的に、正面から挑み勝利しました。その意味では安倍政権に対して明確な審判を下したといえるでしょう。

36万820票は、投票数の51.60734%を占め、41市町村のうち、人口の多い自治体を含め26市町村で翁長氏が勝利したことになります。つまり、安倍政権、そしてその政策とのたたかいに沖縄の民衆は勝利したのです。これを翁長氏が「歴史の一頁を開いた」と述べましたが、彼が考えている以上に大きな歴史的意味を持っていると思います。

3 沖縄と日本政府、日米同盟のこれから

もちろん、知事選の勝利は始まりです。これから翁長氏とともに翁長氏を押し上げて沖縄に平和と民主主義の実現、そして安倍政権と日米軍事同盟に対して明確に「ノー」を突きつけなければなりません。平和の問題では、辺野古に基地を作らせないということです。そのために知事として、法的権限の行使を最大限行うことになるでしょう。これは結果的に日米安保体制＝日米軍事同盟の枠組みを根底から揺るがすことになります。

また、民主主義の視点から言っても、沖縄の人たち

がこの選挙で明確な意思表示を示したことは、重要な意味を持ちます。これまで名護市では4年間、2回の市長選と2回の市議選で辺野古基地建設反対の意思表示がなされ、また2014年1月に普天間飛行場へのオスプレイ配備撤回と基地負担の軽減を政府に求める「建白書」(41市町村の建白書)が安倍首相に提出されましたが、これらに対し政府は一顧だにしてくみませんでした。しかし今回、このような反民主主義的な政府の行為に対しても、明確な審判が下ったことで国内的にも国際的にも安倍政権が沖縄の意思を無視することは許されない状況になるでしょう。

私は憲法学者として選挙に至るまで、そして選挙戦を通じて1つの大きな萌芽を見いだしています。

先ほど述べた「オール沖縄」は、それ自体、これまでの「護憲」の組織とは性格を異にします。しかし大事なことは、改憲論者も含めて結束してたたかったということに意味があります。2014年7月1日、安倍政権は閣議で「集団的自衛権行使の容認」決定を行いました。これは、立憲主義を真っ向から否定した「改憲」行為です。このような立憲主義を無視する行為に対して、今回の沖縄知事選では沖縄の人たちが「護憲」

「改憲」を乗り越え立憲民主主義を遵守する点で結束しました。これは全国的な運動とも共通するものです。そして今回、沖縄は沖縄らしい実践をしました。

私は、この沖縄の経験が今後、日本国憲法を擁護し実現するために、こうした形で結束してたたかうという、いわば新しい形の統一戦線のあり方を示したことに希望を持ちました。

今回の沖縄知事選は、オキハム(沖縄ハム総合食品)会長の長濱徳松氏が述べたように「沖縄から放つ矢が日本政府の心臓を射」ました。そしてこれからが本当のたたかいではないかと思います。

小林先生へのインタビューは当初の予定をはるかに超え1時間以上に及びました。先生の「感涙に咽んだ」と表現された熱い思いに翁長氏の当選の歴史的意味を実感しました。今、安倍首相は沖縄知事選はなかったことにしたいと心底思っているのかもしれない。翁長氏の当選は、彼と彼らを追い込む強烈なインパクトだったからです。

これから始まる衆議院選挙は、その点で安倍政権とそれを支える権力を退場させる絶好の機会となるでしょう。

「沖縄の心」に日本全国が応える時がきたといえます。(H.K.)

□□□レポート□□□

シンポジウム「死刑廃止を考える日」

2014年11月15日(土) 於:青山学院大学/主催:日本弁護士連合会 協賛:青山学院大学大学院法務研究科

みなさんは、日本で行われている死刑制度について、どんなことを知っていますか。日本では、死刑制度における情報開示はほとんどなされていません。一言で「死刑制度について考えよう」といっても、犯罪による被害者やその遺族の精神的苦痛、誤判や冤罪の問題、死刑確定者の処遇や死刑に関する国家による情報開示など、多くのテーマがあります。

ここでは、日弁連のシンポジウム「死刑廃止を考える日」のレポートをお届けします。

◆国が先導すべき死刑制度の廃止 ～駐日英国公使からのスピーチ

ジュリア・ロングボトム駐日英国公使は、1949年に起

きたエヴァンズ事件(妻子殺害でエヴァンズ氏が絞首刑となったが、後に真犯人が判明した冤罪事件)を紹介し、この事件の誤判を知った市民の間で死刑廃止論が活発になり、イギリスでは1969年、死刑が廃止されたと話した。公使は、死刑に犯罪抑止力はなく、死刑制度についての情報開示によって世論は大きく動くと確信していると述べた。またEUとイギリスは、人間の尊厳を犯す死刑制度に反対すると断言し、日本政府への働きかけを続けるとともに、政府が国民世論を死刑廃止の方向へ導く責務があると訴えた。

◆死刑判決の誤判・冤罪～袴田巖さんの言葉

2014年3月27日、袴田巖さんの死刑及び拘置の

執行停止並びに裁判の再審が決定した。体調不良が心配されていたが、当日ご本人が姉の秀子さんとともに登壇された。袴田さんは、講演の冒頭ではっきりとした口調でこう述べた。「国家権力が国民を、人が人を殺すことがあってはならない」。無実の罪で 45 年以上拘禁され続けた袴田さんは拘禁反応に苦しみ、姉の秀子さんから再審開始が告げられたとき、喜ぶどころか、その事実を信じなかったという。秀子さんは、死刑囚も人間、死刑制度は早いところなくなった方がいいと述べ、死刑囚の面会権について、もっと大勢の人と会話して人間らしく扱うべきだと主張した。

1966 年に静岡県清水市で起きた強盗殺人放火事件。現場近くの味噌工場で住み込み従業員であった袴田さんは、アリバイがなかったこと、事件後の負傷、元プロボクサーであったことなどを理由に逮捕された。袴田事件弁護団の小川秀世弁護士は、袴田さんが、たった 3 回・計 37 分しか弁護士と面会できなかったこと、1 日 16 時間以上の取り調べを受け、60 通の自白調書にサインさせられたことなど、不当な取り調べの実態を改めて示した。また、事件の 1 年 2 ヶ月も経過した後に発見され、袴田さんを有罪とした最大の決め手となった証拠—5 点の衣類—について、袴田さんには小さすぎるズボンや、血液の付着が不自然な服など、警察のずさんな捜査や証拠ねつ造、裁判での検察のいい加減な説明を強く批判した。そして、袴田事件の再審決定で、裁判所が警察による証拠ねつ造の可能性を明記したことが、今後の捜査や裁判に大きな影響を及ぼすだろうと述べた。

◆死刑廃止と終身刑の導入～各パネラーの意見

パネルディスカッションでは、5 名がそれぞれの立場から、死刑制度とその廃止、また終身刑の導入について意見を交わした。紙幅の関係で各氏の主たる発言を要約するにとどめる(壇上右手から着席順)。

*小川原優之 弁護士・日弁連死刑廃止検討委員会事務局長

日弁連は、死刑のない社会が望ましいことを見据えて、死刑廃止についての全社会的議論を呼びかけおり、人権を尊重する民主主義社会にとって、犯罪被害者・遺族の支援と死刑のない社会への取り組みは

いずれも重要な課題である。死刑制度の誤判や冤罪を指摘すると、誤判は他の刑でも起こりうることで、死刑に関してのみ誤判を理由に廃止はできないという意見がある。しかし、袴田事件から学ぶべき点でもあるように、死刑を廃止し終身刑の導入を考慮したとき、誤判によって命が奪われることなく再審の機会を得、冤罪を回避できる可能性を見出せる。また、抽象的に死刑の残虐性を問題にするのではなく、一般の人たちに死刑について議論してもらうには、情報開示が不可欠で、絞首刑でどのようにして執行がなされるのか具体的な情報を知ってもらう必要がある。死刑廃止の呼びかけや運動の進め方についても、犯罪被害者・遺族、死刑確定者、死刑囚の家族や支援者、国民、法律の専門家、政府など、各方面の関係者が共生社会の実現のために協力し合って、死刑廃止を実現することが望ましい。



*菊田幸一 弁護士・明治大学名誉教授

50 年近く死刑廃止の議論に関わってきたが、日弁連と青学の協賛で、ようやく一般市民とともに死刑廃止と終身刑導入について語り合うことができることは大変貴重だと思う。現在死刑制度がある日本において、その代替刑として現実的に受け入れられうるのは、死刑と無期懲役の間に、死刑に限りなく近い仮釈放のない終身刑だろう。死刑論は、今や単に存廃論の対立ではなく、いかに日本の刑罰制度一般を近代国家の一員として品位あるものとするかにある。代替刑の導入によって死刑の執行を停止させることが急務である。

*野呂雅之 朝日新聞大阪社会部 災害専門記者

記者として実感するのは、社会的に恵まれない人たちが犯す刑事事件が多いという現実。これは、阪神大震災で貧しい家庭の軟弱な家が震災で大きな被害を受け、亡くなった方がたくさんいるという事実と重なる。市民が裁判に参加すること(陪審制の復活・裁判員制度)で、社会は大きく変わる。たとえば、母親が

裁判員になれば、子どもをあずける場所が必要になる。アルバイトが裁判員に選ばれたら、一週間欠勤してクビになることを心配する。これらの問題を解決するためには、福祉制度や雇用制度の充実が求められる。一人ひとりを大切にするより良い社会とは、こうして作られるのではないか。日弁連は死刑廃止や終身刑導入について、裁判員経験者や一般市民の意見をもっと取り入れ、国や裁判所に働きかけるべきだ。

* 笹倉香奈 甲南大学法学部准教授

アメリカ、ワシントン州のシアトルで、イノセンス・プロジェクト(冤罪被害者の救済を行うための調査・弁護活動は無報酬で行う団体)に参加した。DNA 鑑定という科学的な根拠によって受刑者の無実を晴らす活動で、実際に死刑確定者が無罪となった事例が 18 件ある。アメリカでは、連邦最高裁がスーパー・デュー・プロセス—究極の刑には究極の弁護を—とし、人間の尊厳における憲法上の要請があり、死刑は特別な刑罰として扱う。

仮釈放のない終身刑については、アメリカでも死刑事件のような手厚い弁護の保障もなく、希望のない刑罰となっている。日本で終身刑の導入を考える際、手

続・実体・処遇法の観点からその危険性にも注視すべきだ。

* 小川秀世 弁護士・袴田事件弁護団事務局長

まず、死刑は憲法(憲法 13 条:個人の尊重、幸福追求権/憲法 36 条:公務員による拷問、残虐刑の禁止)に違反するということから論じるべきで、死刑の執行停止を実現するために終身刑を取り入れるという立法論から始めるべきではない。死刑は人権を制約し、生命権を剥奪する。死刑が憲法違反であるという立場で日弁連がまとめ、死刑廃止という目的に向かうべきだ。

袴田巖さんの「国家権力が国民を、人が人を殺すことがあってはならない」という重みのある一言が忘れられない。罪を犯した人が償うことはもちろんだが、刑罰について、命の尊さを軽んじる議論は決してすべきでない。日本で、死刑と終身刑化する無期刑の両方に反対してきた法律家たちも、終身刑の導入を現実的な解決策として考えている今、日本の刑事司法制度が大きく変わる可能性を前向きに捉え、一般市民こそがこの議論に加わる必要があると感じた。(M.A.)

特定非営利活動法人 刑事司法及び少年司法に関する教育・学術研究推進センター (ERCJ)

第 2 回講演会「韓国の司法と日本の司法」のお知らせ

日時: 2014 年 12 月 21 日(日) 12:30 開場・13:00 開演

場所: 全水道会館 4 階大会議室 東京都文京区本郷 1-4-1

第 1 部 講演 韓国の国民参与裁判の現状と展望(仮題)

講演: 韓勝憲氏(弁護士)、韓寅燮氏(ソウル大学校法学専門大学院教授)

第 2 部 「第 2 回守屋賞」「第 1 回守屋研究奨励賞」授賞式

第 3 部 対談 刑事司法の可視化(仮題)

対談: 周防正行氏(映画監督)、聞き手: 白取祐司氏(北海道大学教授)

※参加無料・予約不要

特定非営利活動法人 刑事司法及び少年司法に関する教育・学術研究推進センター
170-8474 東京都豊島区南大塚 3 丁目 12 番 4 号 株式会社日本評論社内
TEL:03-6744-0353 FAX:03-6744-0354 E-mail:ercj@ercj.org

【編集後記】▼21 日に解散した安倍政権。12 月 2 日に衆院選公示(14 日投開票)、10 日(世界人権デー)には特定秘密保護法が施行されます。HuRP 通信 12 月号では、特定秘密保護法の特集と今年の HuRP 通信総集編を予定しています。▼日弁連「死刑廃止を考える日」の関連書籍として『終身刑を考える』(2014 年・日本評論社)もご参照ください。(望)